

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成22年 8 月 31 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第43号 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第44号 愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第45号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第46号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第47号 愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第48号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第49号 愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第50号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第53号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第16 議案第54号 平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第55号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第18 議案第56号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第19 認定第 1 号 平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2 号 平成21年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3 号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 4 号 平成21年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 5 号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 6 号 平成21年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 7 号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 8 号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第 9 号 平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定について

- 日程第28 報告第3号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第29 請願第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願について
- 日程第30 陳情第9号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について
- 日程第31 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第32 陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第33 決算特別委員会の設置について
- 日程第34 諮問第5号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第35 諮問第6号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（24名）

1番	竹村仁司君	2番	島田浩君
3番	大野則男君	4番	山岡幹雄君
5番	下村一郎君	6番	大島一郎君
7番	前田芙美子君	8番	鷺野聡明君
9番	日永貴章君	10番	吉川三津子君
11番	榎本雅夫君	12番	岩間泰彦君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	八木一君	16番	近藤健一君
17番	堀田清君	18番	大島功君
19番	大宮吉満君	20番	永井千年君
21番	中村文子君	22番	加藤敏彦君
23番	加賀博君	24番	石崎たか子君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者兼 会計室長	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	飯田十志博君	教育部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤善巳君	上下水道部長	大島静雄君

市民生活部長 篠田義房君
消 防 長 横井勤君

福祉部長 加賀和彦君
監査委員 河原操君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部秀三
書 記 田尾武広

議事課長 伊藤浩幹

午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、下村一郎議員、大島一郎議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月22日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日8月31日から9月22日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区急病診療所組合議会議員の近藤健一議員、お願いいたします。

#### ○16番（近藤健一君）

海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

22年6月4日、海部地区急病診療所の2階にて第2回臨時会が行われました。これは愛西市の出向議員が変わったためでございます。

付議事件といたしまして、副議長選挙についてでございます。私が全員一致で決まりました。

同意案第1号：監査委員の選任についてでございます。愛西市の鷺野聡明議員が選出されました。

また、22年8月10日、海部地区急病診療所2階にて22年度第3回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第3号：平成22年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第1号）について。補正額85万6,000円、補正後の予算総額1億4,955万6,000円でございます。

認定第1号：平成21年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額1億8,177万1,932円、歳出総額1億5,196万9,069円、差引残高2,980万2,863円。

両案とも全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の永井千年議員、お願いいたします。

#### ○20番（永井千年君）

海部南部水道企業団議会は、第2回定例会は平成22年7月20日から8月6日まで、海部南部水道企業団事務所において行われました。

付議事件といたしましては、議案第10号：海部南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。この議案は、質疑の後、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成21年度海部南部水道企業団水道事業決算について。収益的収支、収入は22億9,780万7,505円、支出は22億989万2,849円、資本的収支としての収入は3億1,959万5,414円、支出は8億7,960万1,598円。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんがされております。これも全員賛成で可決をされました。

議案第11号：平成22年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第3号）について。収益的収入、補正額として954万4,000円、予算総額23億3,993万6,000円、収益的支出として補正額68万3,000円、予算総額22億4,180万9,000円であります。この議案につきましても、全員賛成で可決をされました。

請願第1号：水道料金の値下げを求める請願について撤回をされた後、請願第2号：水道料金の値下げを求める請願が提出されました。この撤回された請願と新たに提案された請願との

違いは、企業団の発注工事で長期に談合が行われていたことを請願の趣旨から削除したものが改めて提案されたものであります。この請願第2号につきましては、賛成が7、反対が3で、賛成多数で可決をされました。可決された内容は、愛知県で一番高い水道料金を引き下げること、低所得者、少量使用者に配慮した料金体系に改正すること、防災対策の過大な費用は県と関係市村が負担するよう求めることの3点であります。

当議会では、提出した議案以外に、私、永井千年が一般質問を行いました。

以上、報告といたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いいたします。

#### ○11番（榎本雅夫君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成22年7月21日、海部地区環境事務組合新開センターにおきまして平成22年第3回臨時会が行われました。

付議事件は2件で、議案第14号：塩田センタ解体工事請負契約の締結について。全員賛成で可決されました。

次に、議案第15号：平成22年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について。補正額は6,270万2,000円、補正後の予算総額47億3,938万3,000円となり、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に総合斎苑建設調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員長、お願いいたします。

#### ○総合斎苑建設調査特別委員長（加賀 博君）

総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、去る8月10日に市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催いたしました。

総合斎苑の設置・管理・運営の概要について説明があり、その内容は、施設の名称は愛西市総合斎苑。また、施設の休日・開苑時間は、火葬棟及び式場での告別式は、1月1日及び友引の日、式場での通夜は1月1日、12月31日及び友引の日の前日とし、開苑時間につきましては午前9時から午後5時とする。また、運用上での使用時間等の説明がありました。続いて、使用料については、最近の施設を参考に料金を設定した旨の説明がありました。

委員会での質疑では、火葬・待合室・霊安室を本市民以外の者が使用する場合、料金を8倍にした理由は、現状の想定される火葬の維持管理経費を年間の想定件数で割りかえて設定したと説明がありました。

また、式場も含めて、施設全体を指定管理者制度の導入を考えている。指定管理を受けた業者が式場での葬儀の運営をしないとの説明がありました。

また、一日8体となっているが、友引明けなどを考えると12体稼動することはできないかについては、告別式が早くなるが、運用上、一日12体は可能であるとの説明がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成22年5月から平成22年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願ひいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

大変暑い日が続いております。そんな中、本日ここに平成22年9月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、全員の皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

特にことしの夏は、梅雨明けから全国各地で広く高気圧に覆われて、連日35度を超す猛暑日が続きました。このような異常気象により、5月31日から8月22日までの間に熱中症で病院に搬送された人が全国で4万1,020人、搬送直後に亡くなられた人は145人であると総務省消防庁から発表がされておるところであります。

搬送者数は、東京都に次ぎ愛知県は2番目に多く3,153人で、うち死亡者は12人と報道がされました。ちなみに本市の状況は、8月29日現在、35人（昨年は6人）であり、猛暑を裏づける数字となっております。熱中症は特に高齢者に起こりやすいと言われておりますので、民生委員の協力を得まして、7月20日以降に「熱中症に注意」というチラシを持って、ひとり暮らしの高齢者1,345名及び高齢者世帯1,965世帯を直接訪問していただき、注意を促していただいたところでもあります。また、3カ所の老人福祉センターでは、健康教室やイベント開催時、あるいは張り紙などをして、熱中症予防の啓発に努めているところでございます。

夏の恒例行事であります各地区の納涼祭り、盆おどり大会は、好天にも恵まれ、例年に増して市民の皆様にも真夏の一夜をお楽しみいただき、盛会のうちに終えることができました。

市サクラメント愛知県人会等交流事業も、8月19日から25日までの日程で無事終えることが

できました。参加した生徒や皆さんも、住みなれた日本とは違う異国の文化や生活様式を体験するとともに、世界各地からさまざまな人たちが渡米しているアメリカでの先人たちの活動や、現在も行われている活動状況などを見聞できたこととっております。留守中は何かと御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますと同時に、報告とさせていただきます。

また、新聞等で報道されております戸籍上の生存者につきまして、本市においても、133歳男性を筆頭に、100歳以上の46人が戸籍では生存扱いになっております。これにつきましては、住所記載のない人、海外転出以後の記録がない人などで、住所を割り出すには難しい人であるため、今後、法務局の指導を受けながら、除籍等適切な管理に努めてまいりたいと思っておりますし、先ほど sacrament のお話をしました。特にそうした渡米移民の皆さん方もこうした中に関係しているんじゃないだろうか、そんなことを思うところであります。

また、一昨日に行いました市総合防災訓練には、自主防災会、ボランティア団体並びに防災協力団体等の皆様の御協力によりまして、185団体、915人の皆様にそれぞれの訓練を体験していただきました。これから本格的な台風シーズンを迎えるところですが、風水害の恐ろしさや災害への備えの大切さなど、市民一人ひとりが災害についての認識を深め、自助、共助、公助の意識を高め、将来に伝えていくことが課せられた責務だと考えております。

市制5周年を記念して、愛西市マスコットキャラクターを作成しております。御案内のとおりデザインを決定、愛称は公募で7月1日から30日まで募集を行い、日本全国から544件の応募がありました。現在は、マスコットキャラクターに最もふさわしい愛称を選定委員会の皆さんで選考をいただいているところであります。

また、ことしは5年に1度の10月1日を基準に行われる国勢調査の年であります。本市におきましても、406調査区を指導員41名、調査員326名の協力を得て行います。副市長を本部長とした実施本部を設置し、全庁体制で対応をまいるところでございます。

この会期中には、御配慮を賜り、9月8日、9月15日に敬老式の開催を予定しております。それぞれお出かけをいただき、長寿、金婚夫婦等へのお祝いをお願い申し上げます。

今定例会に提案を申し上げます議案は、条例の制定2件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定4件、市道路線の廃止並びに認定各1件、補正予算4件、諮問2件、決算認定9件、報告1件の合計26件をお願いするものであります。それぞれの提案理由について述べさせていただきます。

最初に、議案第43号：障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、市内4カ所にあります福祉作業所を障害者自立支援法に基づいた施設とするために条例を制定し、従来の福祉作業所の設置及び管理に関する条例の廃止をお願いするものでございます。

議案第44号：総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、総合斎苑を新設するに伴って新たに条例を制定し、従来の斎場の設置及び管理に関する条例の廃止をお願いするものであります。

議案第45号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、これまで母子家庭に限定されていた児童扶養手当が父子家庭にも支給されることになりました。改正をお願いする

ものでございます。

議案第46号：地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、津島海部西部都市計画区域が名古屋都市計画区域に再編されることに伴いまして、改正をお願いするものであります。

議案第47号：佐屋社会福祉会館の指定者管理者の指定と議案第48号：立田社会福祉会館の指定管理者の指定の2議案につきましては、それぞれ平成23年3月31日で指定管理期間が終了となりますので、更新するにつきまして、指定管理者選定委員会の選定結果に基づき、事業者の指定議決をお願いするものであります。

議案第49号：福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定と議案第50号：スポーツ施設等の指定管理者の指定の2議案につきましては、議案第49号は社会福祉協議会に、また議案第50号は民間の事業所に指定管理するにつきまして、指定管理者選定委員会の選定結果に基づき、事業者の指定議決をお願いするものであります。

議案第51号：市道路線の廃止につきましては、認定されております市道路線の一部廃止と路線の再編を行うために廃止をお願いするものであり、議案第52号：市道路線の認定につきましては、再編を行った路線及び新規路線を市道として維持管理するために路線認定をお願いするものでございます。

議案第53号：一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額5,822万円を追加し、総額219億3,796万1,000円としております。

歳入の主なものは、県補助金808万5,000円、県委託金1,950万円、特別会計繰入金1,815万2,000円、前年度繰越金1,248万3,000円を充てました。

歳出の主なものにつきましては、民生費では、父子家庭への児童扶養手当支給に伴うシステム修正委託料63万円、後期高齢者医療費で、後期高齢者医療広域連合の医療給付費負担金の確定に伴います2,599万2,000円、衛生費の予防費では、新たな新型インフルエンザ対策といたしまして、住民税非課税世帯等に対するワクチン接種助成費補助金939万8,000円、農林水産業費では、農業振興費で地域農業振興事業といたしまして、事業主体である、あいち海部農業協同組合が購入します蒸気土壌消毒機の補助金103万7,000円、土木費では、道路新設改良費で、諸桑町地内の防災ステーション進入路建設に伴います道水路のつけかえをするため、愛知県より委託を受け、土地購入費並びに補償費合わせて1,950万円などを計上した補正予算であります。

議案第54号：老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額1,711万6,000円を追加し、総額2,339万9,000円としております。前年度の精算によるもので、歳入としまして全額前年度繰越金を充て、歳出につきましては、償還金173万2,000円、一般会計繰出金1,538万4,000円を補正計上いたしました。

議案第55号：後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額352万4,000円を追加し、総額6億436万1,000円としております。前年度の精算によるもので、歳入としては全額前年度繰越金を充て、歳出につきましては、保険料負担金75万6,000円、一般会計繰出金276万8,000円を補正計上いたしました。

議案第56号：介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定の補正総額3,774万円を追加し、総額35億4,598万1,000円としております。歳入は、国庫支出金956万7,000円、前年度繰越金2,605万8,000円などを充て、歳出につきましては、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設備整備費補助金956万7,000円、介護給付分の前年度精算による国庫負担金等返還金と地域支援事業分の前年度精算による国庫交付金などの返還金など、2,660万9,000円を補正計上いたしました。

諮問第5号及び第6号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、第5号は、西保町の伊藤豊氏にお務めいただいておりますが、平成22年12月31日で3年間の任期が満了となります。第6号は、町方町の佐藤綾女氏が自己都合で本年7月31日に退任されました。第5号は再任、第6号は、新たに町方町の山田善照氏を後任の委員として推薦するにつきまして、議会にお諮りをするものでございます。

認定第1号：平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから第9号：平成21年度水道事業会計決算の認定についてまでの9件につきましては、それぞれ歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。各会計の決算につきましては、監査委員さんの審査結果を決算審査意見書としていただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきましたので、決算書とあわせて御確認をいただければ幸いです。

報告第3号：平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告申し上げ、公表をするものでございます。

なお、この健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員さんの審査意見をいただいておりますので、あわせて提出させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が本定例会に提案を申し上げます議案の内容でございます。細部につきましては担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、各議案とも審議の上、御議決並びに認定を賜りますようお願い申し上げます、招集の開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第43号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第43号について御説明させていただきます。

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、福祉作業所を障害者自立支援法に基づく新事業（就労支援施設）に移行するため、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第11号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例。

条例を説明させていただくに当たりまして、福祉作業所の今後の方針等につきまして御説明をさせていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。3枚はねていただきまして、この議案第43号の資料でございます。

資料1の愛西市障害者就労支援施設につきまして、趣旨といたしましては、新体系への移行の必要性について述べさせていただいております。

重要事項説明につきまして、まず「身近な施設を継続して利用できるようにします」ということでございます。利用者には今後も住みなれた地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援していきたいと考えておりますので、そのためにもできるだけ身近なところにサービス提供の基盤が必要になります。したがって、現在の利用者につきましては、そのまま今の施設を利用させていただくこととしております。二つ目といたしまして、「市内同じサービスを受けられるようにします」ということでございますが、四つの施設でサービスの不均衡、不公平感を招くようなことのないようにしていきたいというふうに考えております。3番目でございますが、「障害者自立支援法の制度にのっとった施設に移行します」ということでございます。自立支援法に基づく施設には、市からの給付費と利用者からの自己負担金を収入源といたします。市が負担しました給付費につきましては、国から2分の1、県から4分の1の負担があります。また自己負担につきましては、所得に応じた負担上限額が設定されており、現在の利用者につきましては、移行しても負担は生じることはございません。

新しい障害者就労支援施設でございますが、こちらのことにつきまして説明をさせていただきます。

現在の4施設を継続運営します。先ほども少し触れさせていただきましたが、それぞれの入所人員に偏りはありますが、今後も就労が困難で福祉サービスに頼らざるを得ない人たちはふえるというふうに思われますので、その受け皿としても今後も確保していく必要があるというふうに考えております。

「四つの施設を一つの事業所として一体的に管理運営し、指定管理者制度により運営します」という内容でございますが、新事業所には配置すべき職員や給付費の請求事務などが発生をしてまいります。一つの事業所とすることによりまして、職員を効率的に配置することができるというふうに考えております。また、サービスの不均衡、不公平をなくすることもできるというふうに考えております。この機会に名称も統一していきたいというふうに考えております。統一した名称は、「愛西の里」と、それぞれの地区名を組み合わせたい名称とさせていただきます。なお、この名称につきましては、利用者、保護者へのアンケートを行っ

て決めたものでございます。

運営につきましては、現在2施設を運営しております社会福祉協議会に指定管理者としての運営を考えております。社会福祉協議会は、障害者の相談支援事業、障害者のホームヘルパー派遣事業、それから日中一時支援なども始めておりますが、そういった事業を通じまして、将来的に障害者のためのケアホームの設置・運営を考えたとき、地域で障害者を総合的に支援していける団体ではないかということによって思っております。

それから三つ目の点でございますが、「市職員は当面の間出向し、継続して支援を行います」ということでございます。急激な変化は利用者に混乱を生じてもいけませんので、直営施設の職員は順次社協職員に入れかわる予定ということで進めていきたいというふうに思っております。

それから四つ目でございますが、就労継続支援B型に移行します。主たる事業所は愛西の里さや、従たる事業所は愛西の里たつた、愛西の里はちかい、愛西の里さおりということになるわけでございます。こちらの内容につきましては、自立支援法におきましては、33種類の既存の施設、事業体系がございましたが、それを六つの日中活動に再編されたものでございます。作業所の新しい事業所としての移行のイメージとして示されましたのは、その六つの体系のうち生活介護、就労継続支援B型、その二つを組み合わせた多機能型の三つでございますが、生活介護につきましては介護サービスを受けることが重点になりますし、就労継続支援B型は福祉サービスを受けながら働くというような形態でございます。愛西市の作業所の現状から考え、就労継続支援B型が妥当であると考えたわけでございます。また、複数の事業所を一体的に運営する場合には、主たる事務所、従たる事務所を県に届け出る必要がありますので、主たる事務所は佐屋に置かせていただくことにしております。

最後に「送迎を行えるように準備を始めます」というふうにあります。こちらの内容につきましては、現在、通所の方法につきましては、自転車、徒歩、巡回バス、保護者の車による送迎などがございます。保護者の高齢化なども懸念されておりますので、送迎サービスも行えるように準備をしていきたいというふうに思っております。

はねていただきました資料2につきましては、23年4月移行のイメージをしたものでございます。

それでは、条例の方にお戻りをいただきたいと思います。

第1条でございますが、こちらにつきましては、公の施設を条例で定めることについて述べておるわけでございます。

第2条につきましては、設置の目的につきまして述べております。

第3条、就労支援施設の事業として、就労継続支援B型を実施することについて述べておるものでございます。

第4条につきましては、名称と位置を定めております。先ほど御説明させていただきましたように、統一した名称と地域名とを組み合わせた名称ということでさせていただいております。

はねていただきまして第5条でございますが、指定管理者による管理について述べておりま

す。

それから第6条、施設を利用できる者について述べております。

第7条については、利用料金について述べておるわけですが、先ほども申し上げましたように、現在の利用者については利用料金は発生をいたしません。

第8条は損害賠償、第9条については規則の委任についてそれぞれ述べております。

はねていただきまして、附則でございますが、施行期日、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の廃止ということで、愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第108号）につきましては廃止をさせていただくものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすという経過措置でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第44号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案並びに内容の説明をさせていただきます。

議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市総合斎苑を新設することに伴い、新たに条例を制定する必要があるからであります。

1枚はねてください。

愛西市条例第12号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例。

愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものであります。順次内容について説明をさせていただきます。

まず第1条でございますが、こちらでは公の施設として条例で定めることについて述べています。

第2条では、この施設の設置について述べております。

第3条では、この施設の名称と位置について、提案書のように述べております。

第4条では、この施設の使用許可等について述べさせていただいております。

第5条では、この施設の使用の許可をしないことができる事項、つまり使用許可の制限について述べております。

第6条でございますが、使用許可の取り消しまたは使用の中止のできる事項等について述べさせていただいております。

第7条でございますが、これは別表において火葬、式場、待合室、霊安室、それぞれについて使用料の額を定め、あらかじめ納付する旨について述べております。

申しわけありません。2枚はねていただいて、その別表の方へお目を通していただきたいと思いますが、先ほど御説明しましたように、それぞれの施設ごとの使用料の額をこちらの方に記載させていただいたようお願い申し上げたいということでございます。

それで、備考欄の第1項につきましては、本市民にこの使用料を適用する旨について述べております。

同じく第2項では、前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合、これにつきましては、添付資料1の右下、1枚はねていただきまして、議案第44号資料1とございますが、そちらの右下の方へお目を通していただきまして、記載をさせていただきましたが、使用料の特例というところでございますけれども、愛西市から福祉施設に入所するために転出した者、愛西市から学校に入学するために転出した者、墓地、埋葬等に関する法律第9条に規定する市長が火葬を行う、こういったものに関して愛西市民として取り扱いますよと、こういったことを述べさせていただいております。これらの文言につきましては、条例御承認後、規則等の中で定めていきたいというふうに思っております。

そして、お戻りいただきますと、同じく別表の第3項では、式場の使用は本市民に限るという旨を述べております。

その下、同第4項では、火葬、待合室、霊安室の本市民以外の者の使用は、この別表に定める使用料に8倍を乗じた額とする旨を述べさせていただいております。この8倍としたことにつきましては、二つの委員会でも質問が出てお答えをしておりますが、現時点における机上でつかみ得る施設の維持管理費のうち、火葬部分に係ると思われる経費を、年間想定火葬件数550件と想定をいたしまして、その数値で除すると8万7,000円程度となります。これが実費相当額ではということで、本市民の火葬使用料1万円ということから、本市民以外の方がお使いになる場合は8倍という形で示したものでございます。

申しわけございませんが、条例の方へお戻りをいただきたいと思っております。

第8条では、使用料減免について述べております。これにつきましても、大変申しわけございませんが、添付資料1の右下、使用料と書いた使用料減免ということで記載させていただいておりますけれども、生活保護法の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく支給給付を受けている者ということで、この内容につきましては、現在の愛西市斎場の使用料に準じた形でこのようにさせていただきたいということでございます。これにつきましても、条例

御承認後、規則の方で定めていく考えであります。

第9条の方へお戻りいただきたいわけですが、こちらでは使用料の還付について述べています。原則は還付しないというものの、使用者の責めに期さない場合、こうしたものについては対応をしていきたいという考えであります。

第10条では、斎苑の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる旨を述べております。現在、その方向で進める予定であります。

第11条では、指定管理者に管理に関する業務を行わせた場合に、それが行う業務の内容について述べております。

第12条では、損害賠償の内容について述べております。

第13条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則委任する旨を述べております。

附則といたしまして、まず第1項では、この条例は、規則で定める日から施行するというところで、現在、予定としまして愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則といった規則において、目途としましては平成23年9月1日供用開始ができればというように考えておりますので、その方向で現在進めております。

また第2項では、愛西市斎場の設置及び管理に関する条例は廃止する旨を述べております。

また第3項では、愛西市使用料条例の一部改正としまして、この条例の別表の中の斎場の項を削る旨を述べております。

最後に第4項では、この条例の規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができると、準備行為について述べさせていただいております。

なお、先ほど来、説明の中で資料1の方へもお目を通していただきましたが、恐縮ですが、再度そちらの方へお目を通していただきたいと思います。

左端については、イメージ図が正面と北側から見た図をつけさせていただきましたし、右側へ移っていただきますと、施設の名称等、これにつきましては条例第3条に、その下段の施設の休日、開苑時間等、それからその下でございますが、施設の使用時間等の大半は規則の方で定めてまいりたいなというふうに思っております。そして、通夜及び告別式の開始時間等にあっては、運用基準といったものの中で定めていけないかというふうに現在考えております。

もう1枚はねていただきますと、資料2ということで、施設の1階の平面図をつけさせていただきました。後ほどごらんいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第45号（提案説明）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

## ○消防長（横井 勤君）

それでは、議案第45号について御説明させていただきます。

議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、児童扶養手当法の改正による児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がなされたのに伴い、本条例を改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第13号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、議案第45号資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この新旧対照表でございますが、今回の改正であります、児童扶養手当法の改正により、従来、母子家庭に支給されておりました児童扶養手当が新たに父子家庭にも支給されることとなりました。このことに伴いまして、この法を引用しております条例を改正するもので、附則、他の法律による給付との調整の第5条中、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償との調整について定めております第7項において、1号の条文の2ページ上段にございますが、「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、第2号に「、第8号、第9号又は第13号」の条文を加えるものであります。

附則に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成22年8月1日から適用といたします。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第46号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第46号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、議案第46号について御説明をさせていただきます。

議案第46号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、津島海部西部都市計画区域が名古屋都市計画区域へ再編されることに伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第14号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を次のように改正するということをごさいます、第2条中「津島海部西部都市計画高地区計画」を「名古屋都市計画高地区計画」に改めるものでございます。

資料としまして、新旧対照表をつけさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

附則といたしまして、この条例は、規則で定める日から施行するものでございますが、施行日につきましては、愛知県内における都市計画区域の再編に伴い、都市計画変更の告示日が未定であるため、確定した後、施行期日を定める規則を公布して対応させていただく予定にしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第47号及び日程第10・議案第48号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第47号：愛西市佐屋社会福社会館の指定管理者の指定について、日程第10・議案第48号：愛西市立田社会福社会館の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第47号、議案第48号について御説明をさせていただきます。

まず、議案第47号でございます。愛西市佐屋社会福社会館の指定管理者の指定について。

愛西市佐屋社会福社会館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐屋社会福社会館、指定管理者となる団体、愛西市須依町東田面25番地、社団法人愛西市シルバー人材センター、指定の期間でございますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市佐屋社会福社会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。お目通しをいただきたいと思います。

なお、議案第48号、次の議案でございますが、指定の期間、指定理由につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

はねていただきまして、議案第48号：愛西市立田社会福社会館の指定管理者の指定について。

愛西市立田社会福社会館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田社会福社会館、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。時間も大分経過いたしております。休憩をとりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、10分程度の休憩をとりまして、11時10分再開といたします。よろしく願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第49号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

日程第11・議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第49号について御説明をさせていただきます。

議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定について。

愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市福祉作業所（仮称）、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第50号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（山田喜久男君）

それでは、議案第50号の説明を申し上げます。

議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の選定について。

愛西市スポーツ施設等の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称でございますが、愛西市親水公園総合体育館、愛西市立田体育館、愛西市佐織体育館、愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市立田総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場、愛西市佐屋プールの各施設でございます。指定管理者となる団体でございますが、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、技研・岩間愛西共同体でございます。代表企業としましては、代表者、株式会社技研サービス、構成団体としまして岩間造園株式会社でございます。指定の期間でございますが、23年4月1日から28年3月31日まででございます。

提案理由としましては、愛西市スポーツ施設等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、議案第50号資料としまして、愛西市スポーツ施設等指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第51号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第51号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、議案第51号について御説明を申し上げます。

議案第51号：市道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、資料の路線廃止図をごらんください。

2118号線の起点側、寄之内地区につきまして、斎場が建設されることに伴い、市道路線の再編をいたしたく、2118号線について廃止をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第52号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第52号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1枚おめくりをください。

合わせて11路線、2,268.8メートルでございます。斎場建設に伴い、斎場の用地部分を除き新たに認定をお願いするものとして、2118号線の1路線、567.4メートル、開発により道路として寄附されたものとして、1570号線、8312号線、9343号線の3路線、143.4メートル、集落の往来道路等として市道路線として認定していただきたいと地元から要望がありまして認定をお願いするものとして、3316号線、4204号線、5356号線、6352号線、6353号線、8311号線、9344号線の7路線、1,558メートルでございます。この路線箇所につきましては、資料として路線認定図を添付させていただいておりますので、後ほどごらんをいただこう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今回この議案を御承認いただきますと、愛西市全体としての認定道路は、先ほどの議案第51号：市道路線の廃止を差し引きまして、路線数3,220路線、延長といたしましては100万8,498.2メートルほどになりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第53号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・議案第53号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第53号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5,822万円を追加いたしまして、補

正後の総額を219億3,796万1,000円とするものであります。

それでは、最初に歳入について私の方から御説明をさせていただきます。補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。

まず、県の補助金の関係でございますが、説明欄に記載のとおり、新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金といたしまして704万8,000円、また農業費補助金の関係でございますが、地域農業振興事業費補助金といたしまして103万7,000円の追加をお願いしております。また、土木費県委託金におきましては、これは愛知県からの委託事業に係ります公共補償委託金といたしまして1,950万円の追加をお願いするという内容でございます。ただいま申し上げました補助金、委託金につきましては、歳出の各事業に関連いたします特定財源として財源充当をするものでございます。

なお、一般財源につきましては、前年度精算によります特別会計繰入金と繰越金で財源調整を計らっていただきました。

歳入の関係につきましては以上です。

歳出の関係につきましては、それぞれ所管部長の方から御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費でございますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で63万円の補正をお願いいたしております。こちらにつきましては、委託料といたしまして児童扶養手当システム修正委託料でございます。児童扶養手当の父子家庭への支給拡大への対応、あわせまして帳票類が変更されましたので、そういったものの様式等の変更に対するシステムの修正等でございます。

続いて、市民生活部長より説明させていただきます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方も、補正予算書の9ページ、10ページの方へお目を通していただきたいと思っております。

歳出、3款の民生費、1項社会福祉費、6目後期高齢者医療費のうちの19節で負担金、補助及び交付金について、これにつきましては平成21年度分の療養給付費負担金の確定に伴いまして2,599万2,000円の追加のお願いをいたしております。

その下段へお目を通していただきたいと思いますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、19節の負担金、補助及び交付金におきましては939万8,000円の追加をお願いしてございます。これにつきましては、新たな新型インフルエンザ対策としまして、住民税非課税世帯等に対し、その負担軽減を図るため、ワクチン接種への助成をいたすようお願いをしているものでございます。なお、これに伴う歳入としまして、県補助金704万8,000円も計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、その下段でございますが、7目総合斎苑建設費におきましては9万9,000円の追加をお願いしてございます。これにつきましては、愛西市総合斎苑の指定管理者選定委員会委員の

報酬費としてお願いをいたしております。

恐縮ですが、補正予算書の7、8ページの方をお開きいただきたいと思ひます。

歳入、17款の繰入金の関係で、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金1,538万4,000円を、また3目では後期高齢者医療特別会計繰入金276万8,000円の追加補正をお願いしております。

以上、よろしくお願ひをいたします。

次は、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部関係について御説明をさせていただきます。

同じく9ページ、10ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、地域農業振興事業補助金といたしまして103万7,000円の補正をお願いしております。これは、JAあいち海部が地域農業振興事業といたしまして蒸気土壤消毒機を導入することに伴うものでございまして、これに伴う県補助金の同額補正もお願いをしております。俗に言うトンネル補助金でございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、はねていただきまして、11ページ、12ページになります。2目道路新設改良費、17節公有財産購入費におきまして、土地購入費といたしまして1,800万円の追加をお願いし、22節補償、補填及び賠償金におきまして、補償費といたしまして150万円の追加をお願いしております。これは、愛知県が施行する防災ステーション進入道路建設に伴い導水路のつけかえをするため、愛知県から委託を受けて行う事業でございまして、当初予算におきましては、事業費が確定しておらず、概算で計上させていただいておりましたが、事業費が決まってまいりましたので、追加計上をお願いするものでございまして、これに伴う歳入として、公共補償委託金の同額計上もお願いをしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第16・議案第54号（提案説明）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第16・議案第54号：平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

それでは、議案第54号：平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,711万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,339万9,000円とするものでございます。

補正予算書の9ページから10ページの方をお開きください。

これにつきましては、事業費の確定に伴い、歳出においては償還金173万2,000円、そして一般会計への繰出金1,538万4,000円を計上という形になっております。

補正予算書7ページ、8ページの方をお開きください。

歳入につきましては、繰越金1,711万6,000円であります。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第55号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・議案第55号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

続きまして、議案第55号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億436万1,000円とするものでございます。

補正予算書9ページから10ページをお開きください。

こちらにつきましても事業費の確定に伴うものでございまして、歳出につきましては、広域連合納付金が75万6,000円、一般会計繰出金が276万8,000円でございます。

補正予算書7ページから8ページをお開きください。

こちらは歳入でございますが、繰越金352万4,000円でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第56号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議案第56号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第56号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,774万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,598万1,000円とするものでございます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で956万7,000円の補正を

お願いしております。こちらの方につきましては補助金ということで、認知症高齢者グループホームスプリンクラー設備整備費でございます。市内には2施設のグループホームがございまして、小規模福祉施設における防火管理体制が見直されたことによりまして、グループホーム悠縁とグループホームアリスの家でございますが、それぞれ両施設にスプリンクラーを設置されますので、それに助成するものでございます。なお、全額国庫の交付金で入っておりますので、いわゆるトンネルの予算となるものでございます。それぞれの交付額でございますが、グループホーム悠縁につきましては508万5,000円、アリスの家につきましては448万2,000円、面積によってそれぞれ変わってきますが、そういった金額でございます。

それから、4項認定調査費、1目認定調査費でございます。156万4,000円の補正をお願いいたしております。臨時職員賃金ということで予算を上げさせていただいております。介護認定調査員の賃金でございますが、新規認定者の増加に伴いまして、調査員、嘱託をお願いしておりますが、調査員の増員をお願いするものでございます。

それから、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金2,660万9,000円の補正をお願いいたしております。こちらにつきましては、介護給付費、あるいは地域支援事業の前年度精算に伴う返還金でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入でございます。4款国庫支出金、2項国庫補助金、5目国庫交付金でございますが、956万7,000円の補正をお願いいたしております。先ほど申し上げましたスプリンクラーの補助金に対する国庫の交付金でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金で55万1,000円の補正をお願いいたしております。支払基金からの追加交付を受けるものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金で156万4,000円の補正をお願いしております。これは臨時職員賃金に対する一般会計からの繰入金でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で2,605万8,000円でございますが、過年度返還金に対します財源として繰越金を充てさせていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第1号から日程第27・認定第9号まで（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・認定第1号：平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27・認定第9号：平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、認定第1号：平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、概要の説明を申し上げます。

この平成21年度愛西市歳入歳出決算の認定でございますが、これは地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊をつけさせていただいておりますけれども、監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、お手元の方に平成21年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の主要施策成果及び実績報告書をお手元の方に配付させていただいておりますけれども、それをもとに順次御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号、一般会計歳入歳出決算の主な概要について御説明を申し上げます。報告書の4ページ、5ページをお開きください。

平成21年度決算につきましては、歳入決算額235億2,635万3,456円、歳出決算額219億9,700万3,032円となりました。それで、歳入歳出差引額につきましては15億2,935万424円という結果になっています。そのうち繰越明許費で、これはもう既に議会の方でも御承認をいただいておりますが、繰越明許費でお願いをいたしました平成22年度に繰り越すべき財源、これが1億6,073万9,166円ございまして、この額を差し引いた13億6,861万1,258円を実質収支額として平成22年度へ繰り越しをするという内容でございます。

それでは、以下、歳入の方から順次御説明をさせていただきます。

まず最初に市税の関係でございますけれども、総務部長の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、市税の関係から御説明をさせていただきますので、13ページをお願いいたします。

まず、21年度の市税の収入額といたしましては75億2,620万2,883円となっております、前年度と比較をいたしまして2億3,800万8,585円と3.1%の減収となっております。

それでは、税目ごとに御説明をさせていただきます。

まず最初に市民税の収入額でございますけれども、36億9,517万3,569円となっております、前年度と比較をいたしまして1億3,667万55円ということで3.6%の減収でございました。減収の要因といたしましては、景気の悪化によるものでございまして、すべての所得者層の減収、特に給与所得者に対しての落ち込みが多かったものにつかんでおります。

次に固定資産税の収入額でございますけれども、34億4,080万1,708円でございます、前年度と比較をいたしますと8,582万7,476円で2.4%の減収となっております。減収の要因といたしましては、まず土地でございますが、評価がえに伴いまして負担調整率によるものでございます。家屋につきましては、評価がえによる原価並びに新・増築によるものでございまして、また少額資産につきましては、総務大臣配分並びに知事配分によるものでございます。

軽自動車税でございますけれども、1億219万円でございます、前年度と比較をいたしますと、軽自につきましては326万900円、3.3%の増収となっております。

市たばこ税でございますけれども、2億8,779万4,906円でございます、前年度と比較をしますと1,596万5,454円、マイナス5.3%の減収となっております。

入湯税でございますが、24万2,700円で、これは前年度と大きく減少となっております。こ

れにつきましては、愛知県老人休養ホーム永和荘が21年3月20日で廃業となりました。よって、3月分の廃業月一月分のみ入湯税でございます。

なお、収入総額に占めます市税の総額の割合といたしましては32%でございます。

再度、企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、恐れ入ります。16ページ、17ページをお開きください。

16ページ以降、主な歳入につきまして、それも増減の大きなものを主に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、16ページの3款利子割交付金、これが対前年度比で14.4%の減、続きまして4款の配当割交付金、これも対前年度比23.4%の減という結果になっておりますが、これは御案内のとおり、長引く不況といえますか、経済動向の影響等によるものが大きな要因ではないかというふうにとらえております。

それから、その下の17ページの一番下段でございますけれども、7款自動車取得税交付金の関係でございますが、これも対前年度比40.3%減となっておりますが、これは御承知のように、エコカー減税による影響等が大きな要因ではなかったのかなあというとらえ方をしております。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

8款の地方特例交付金の関係でございますが、これは対前年度比52.2%の増となっております。これは、エコカー減税の関係で自動車取得税交付金が相当減収になっております。その減収分をいわゆる地方特例交付金で加算された。算入をされておりますので、こちらの方で増額というふうになっておるのが大きな要因でございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、21ページをお開きいただきたいと思います。

13款の国庫支出金の関係でございますが、対前年度比184.6%の増という状況になっております。これは御案内のとおり、昨年度、定額給付金の業務補助金、それから国の経済危機対策として交付をされました地域活性化・生活対策臨時交付金、また経済危機対策臨時交付金等の増加によるのが大きな要因でございます。

それから、23ページをお開きいただきたいと思います。

款15の財産収入の関係でございますけれども、それぞれ基金から発生いたしました利息の状況を決算額としてお示しさせていただいておる状況でございますけれども、これは安全性の確保と、より効率的な資金運用を図ったことによりまして、これだけの一応増加といえますか、前年度比49.4%の増という状況になったのではないかなあというような分析をしております。

それから、24ページをお開きください。

17款の繰入金の関係でございますけれども、これも対前年度比279.7%の増という一つの結果になっております。これは中身をござらいただきますと、数字上で示されておりますように、いわゆる財源調整を図るための財政調整基金からの繰入金と、昨年度、繰り上げ償還をしております、その繰り上げ償還の財源に充当するために減債基金を取り崩しております。いわゆる繰入金の関係ですけれども、そういった財政調整基金、あるいは減債基金からの繰入金の増

というのが大きな要因ではなかったかなあというような分析を、そういう結果としてとらえております。

それから、25ページの方をごらんいただきたいと思います。

諸収入の関係でございますけれども、これは対前年度比18.4%の減となっております。これ御承知のように、昨年度といたしますか、前年度、消防団の統合がされまして、消防団員の退職報償金が昨年度、相当支給されたわけでございますけれども、その影響によるものではないかなあというふうに理解をしております。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出の主な項目について、最初に総務部長の方から順次御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳出の方の説明をさせていただきますので、29ページをお願いいたします。

28ページは議会費となっておりますが、議会費については割愛をさせていただきます。

29ページでございますけれども、人事秘書課から申し上げます。

2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の中で、昨年度ですけれども、人事評価を導入いたしました。第1次評価者でございます管理職員を対象といたしまして人事評価研修を行いまして、知識の習得等に努めさせていただきました。

30ページの中段から32ページまでが総務課の決算内容を記載させていただいております、前年度とほぼ同様な事業内容でございますが、その中で30ページの一番上のところなんですけれども、行政事務委託についてでございますが、平成21年度から町単位で総代1名を確立していただきまして、67名の総代に行政事務を委託し、新たな積算方法により委託料を支払いをさせていただきました。続きまして、巡回バスの運行委託でございますけれども、昨年9月1日から大幅な見直しを行いまして、それにあわせまして立田・八開ルート車両をマイクロバスから小型のワゴン車にかえまして、集落内を運行するように変更すると同時に、新たに庁舎間ルートを新設いたしまして、市内遠方への乗車を配慮いたしました。

続きまして、33ページ、34ページにつきましては安全対策課の所管でございます。

その中で34ページの7項防災費、1目災害対策総務費の中で、前年度と同様の事業のほか、携帯電話の一斉通信システムの導入とか、洪水ハザードマップなどを整備いたしました。

再度、企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、企画部所管の主なものについて御説明をさせていただきます。

34ページ、35ページの関係でございます。

まず34ページの企画課の関係でございますが、15目の定額給付金の給付事業でございますけれども、これは説明欄にも記載をさせていただいておりますように、6万6,595人を対象に給付金業務を行いました。

その下の16目の地域活性化・生活対策臨時交付金事業の関係でございますが、これはこの事

業の中で、企画課といたしましては、5館のコミュニティセンターの施設修繕を実施いたしました。

次に、36ページをお開きください。

財政課の関係でございますけれども、4目財政管理費、事業名といたしましては財務会計システムの導入関係でございますけれども、これにつきましては、財務会計システムの機能面、運用面のさらなる効率性、また利便性を高めるために、ウェブ方式によるシステムを構築し、新システムとして21年度導入をしたという状況でございます。

次に、情報管理課の関係でございますけれども、この事業管理課の関係で1目一般管理費の方で事業名が書いてございますように、地域情報通信基盤整備推進事業の関係でございます。これも御案内のとおり、ケーブルテレビの未整備地区でございます立田・八開地区におきまして、ケーブルテレビの幹線整備を実施しましたことにより、市内における情報通信基盤の格差是正を図ったという内容でございます。国庫補助金等を受けて実施したものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

再度、総務部長の方から御説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、38ページをお願いいたします。

税務課の関係でございます。

2項の徴税费、2目賦課費で1億4,927万7,435円の支出をしております。前年度と比較をいたしますと1,213万6,148円の増額となっております。増額の要因といたしましては、先ほど企画部長の説明でもございましたように、地域活性化対策補助事業を活用いたしまして、土地整備図の電子化を整備したこともございます。

以上で総務部の説明とさせていただきます、続いて消防長より御説明申し上げます。

○消防長（横井 勤君）

それでは、恐れ入りますが、41ページをお開き願います。

下段にございます消防本部の1項総務管理費、16目地域活性化・生活対策臨時交付金事業費の関係でございますが、平成20年度からの繰越明許によります事業で、老朽化した高規格救急自動車の更新及び市内13小学校へのAEDを整備いたしました。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、43ページをごらんいただきたいと思います。43ページから民生費でございます。民生費の中で福祉部所管の決算について御説明を申し上げたいと思います。

まず、43ページ上段から2行目ですが、人権啓発活動地方委託事業でございますが、県からの指定を受けまして地域人権啓発活動活性化事業を実施いたしました。それから一番下でございますが、立田第2社会福祉会館管理運営委託、はねていただきまして、44ページの一番上段でございます八開総合福祉センター管理運営委託につきまして、21年度から指定管理者による管理とさせていただきます。それから45ページでございますが、4行目でございます。災害

時要援護者情報データベース化委託でございます。災害時要援護者の情報のデータベース化に取り組みをいたしました。

53ページまでちょっと飛んでいただきまして、生活保護費でございます。52ページの一番最下段でございますが、生活保護システム整備事業でございますが、従来のシステムが5年を経過いたしましたして、国の補助を受け、システムのレベルアップを図ることにいたしました。

それから、生活保護の状況でございますが、別紙53から受給状況等を記載させていただいておりますが、21年度は若干ふえているという状況でございます。

それから、59ページをごらんいただきたいと思います。

児童福祉課の関係になるわけでございますが、59ページ一番上でございます家庭児童相談室事業、21年度から家庭相談員を1名増員させていただきました。

63ページをごらんいただきたいと思います。

加湿空気清浄機購入事業でございます。新型インフルエンザ予防対策として加湿空気清浄機を購入いたしております。

その下、児童館費でございますが、北河田児童館、西川端児童館、八輪子育て支援センターを21年度から開所いたしました。すべての小学校区に児童館、子育て支援センターが開所できることとなりました。

はねていただきまして65ページでございますが、65ページの福祉部の一番最後、子育て応援特別手当支給事業でございます。これは平成20年度の緊急措置ということで、多子世帯の幼児教育期の子育て負担に対し配慮する観点から支給されたもので、子育てを行う家庭における生活安心の確保を図ることとなりました。以上でございます。

続いて、市民生活部長より説明させていただきます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、市民生活部に係るものについて御説明を申し上げたいと思います。まず保険年金関係でございますが、66ページ、67ページの方をお開きください。

ここでは福祉医療費、障害者等医療費、扶助費につきましては、年平均受給者数992人、扶助費につきましては1億4,446万4,876円で、対前年4.16%の減となっております。次に、後期高齢者福祉医療費でございます。こちらにつきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されたことに伴いまして、従来の福祉給付金制度から後期高齢者福祉医療制度に変更をして、一部負担金の支払いが困難な者に対しまして医療費の自己負担分を助成しているものでございます。この扶助費につきましては、年間平均受給者数は1,316人、扶助費は1億857万1,582円と、対前年0.7%の増となっております。

また、6目の後期高齢者医療費におきましては、後期高齢者該当者の健康診査委託費としまして1,810万1,583円、愛知県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費等で4億688万4,271円の支払いをいたしております。

次に、68ページの方をお目を通していただきたいと思います。

7目の福祉医療費の関係で子供医療費でございますが、ゼロ歳から小学校3年生までの通院

で1億8,650万5,546円で、小学校1年生から中学校3年生までの入院で676万8,819円、これを合わせまして扶助費額が1億9,327万4,365円となっております。

次に環境課関係でございます。70ページの方をお目を通していただきたいと思います。

上段でございますが、総合斎苑建設費でございます。内訳を申しますと、まず基本設計委託料で1,995万円、それと実施設計委託料3,675万円、こちらの方はそれを合わせまして5,670万円となっております。そのほかに委託料の関係で公共嘱託等の経費を合わせまして5,690万6,556円、また造成工事費といたしまして5,084万4,150円を、そして公有財産購入費としまして4億101万7,574円等を執行して、総合斎苑建設を進めさせていただきました。

次に、健康推進課関係でございます。73ページの方へお目を通していただきたいと思います。

ここでは個別予防接種委託料8,209万4,150円となっておりますが、中でも日本脳炎予防接種は、平成21年6月から新ワクチンによる接種が可能となったことから、接種者数が大幅に増加をいたしております。次に、75ページをお開きください。こちらにつきましては、中ほどでございますが、女性特有のがん検診推進事業、子宮がんと乳がんの関係の委託料の関係ですが、19万3,200円となっておりますが、これは21年度、女性特有のがん検診事業を節目年齢の女性を対象に実施し、無料クーポン券、検診手帳及び個人通知を行ったことによって実施したものでございます。また、一番下段でございますが、新型インフルエンザ接種費用補助金133万7,400円となっておりますが、これは新型インフルエンザ予防接種を接種した生活保護世帯、非課税世帯の方を対象に接種費用を全額補助し、支援を行ったものでございます。

最後ですが、77ページをお開きください。

こちらでは妊婦・乳児健康診査委託料が対前年度比81%増の3,112万130円となっておりますが、これは21年度から妊婦健康診査の回数を5回から14回に増加し、妊婦の異常の早期発見、早期治療、こういったものをねらって行ったものでございます。

次は経済建設部長より御説明申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

説明の途中でございますが、ここでお諮りしたいと思います。時間も大分たちました。お昼の休憩をとりたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、再開は13時30分ということでよろしく願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開したいと思います。

それでは、続きまして経済建設部長、よろしく願いします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部の所管に関する部分について御説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。

経済課の関係でございますが、3目農業振興費で委託料682万5,000円でございますが、これは農用地の効率的な利用の促進を図り、農用地を保全し、良好な生活環境を確保するための農業振興地域整備計画を策定いたしました。続きまして、負担金、補助及び交付金の関係でございますが、農業近代化資金利子補給補助金110万8,383円、農業経営基盤強化資金利子補給補助金168万8,194円とありますが、これらにより農業振興のため農業者の近代化や経営基盤を強化することにより、経営の安定化の一助として利子補給の軽減を図りました。続きまして、地域農業振興事業として583万6,000円とありますが、これはイチゴの優良無病苗を増殖する施設を建設し、生産者への苗供給体制を強化することにより、生産の安定及び産地のブランド化の向上を図るため、JAあいち海部がイチゴ苗増殖施設を建設する事業への補助を実施いたしました。

続きまして、7目の水田農業構造改革対策費について、生産調整助成金として加工用米補助1,764万7,500円、おめくりをいただきまして82ページでございますが、集団転作作物種子代186万9,650円、集団転作作物938万8,690円等の支援を行ってまいりました。

続きまして、83ページをお願いいたします。

農業土木課の関係についてでございますが、5目の農業土木費で、湛水防除事業負担金としまして4,583万6,140円、地盤沈下対策事業負担金として2,626万8,708円とありますが、これは、県等が施行した事業費を受益面積割等により負担し、排水機及び排水路等の整備を図ったものでございます。続きまして、84ページをお願いいたします。土地改良施設整備事業補助金2億2,099万7,635円とありますが、これは各土地改良区がその改良区内において実施した単県事業、緊急農地防災事業、基盤整備促進事業、小規模かんがい排水事業及び適正化事業等に対して、その事業費の一部を補助することにより、排水路等の整備を図ったものでございます。続きまして、85ページをお願いいたします。農地・水・環境保全向上対策における共同活動、いわゆる農地・水等を守り、質を高める効果の高い共同活動を実施した24地区に対しまして、1,148万4,000円を交付して支援を行ったものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

経済課の関係でございまして、2目の商工振興費でございますが、商工会への補助金として、事業費、給与費の一部助成が5,546万8,000円及びがんばる商店街推進事業の助成として100万円を交付し、商工会の育成発展及び商店街の活性化を図りました。また、商工業振興資金保証料補助金340万4,200円、セーフティーネット資金保証料補助金2,042万900円及び商工業振興資金融資預託金4,000万円により、中小規模商工業者の経営振興を図りました。

続きまして、88ページから91ページの方をよろしくをお願いいたします。

建設課の関係でございまして、1目の道路維持費の工事請負費におきまして3億3,941万7,177円を支出し、90ページ、91ページの道路新設改良費の工事請負費において1億963万5,750円を支出いたし、市道整備に充てたことによりまして、通行者の安全と利便性の向上を図ったものでございます。

続きまして、3目の橋梁新設費で工事請負費において1,977万450円を支出いたしまして、橋

梁の耐震補強として森川町の立田大橋の工事を施工し、交通の安全と橋の耐久性を図りました。
続きまして、92ページをお願いいたします。

都市計画課の関係でございまして、民間木造住宅耐震診断委託料として450万円でございますが、旧基準木造住宅の耐震化を促進するため、対象となる木造住宅の耐震診断を行いました。続きまして、93ページをお願いいたします。緑の基本計画策定委託料として756万円でございますが、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進に関する基本的な方向を示す基本計画を策定いたしました。続きまして、公園安心利用推進委託料としまして125万4,820円でございますが、緊急雇用創出事業を活用し、公園利用者が安心・安全に利用できるよう、公園の巡回パトロール、危険箇所の改善等を行いました。続きまして、公有財産購入費といたしまして3億9,351万8,089円でございますが、勝幡駅周辺整備事業に伴う用地を、まちづくり交付金を活用し、海部津島土地開発公社から買い戻しをいたしました。続きまして、民間木造住宅耐震改修費補助金として640万円でございますが、木造住宅の倒壊等による災害防止を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した者に対して助成をいたしました。以上でございます。

続きまして、消防長より御説明申し上げます。

○消防長（横井 勤君）

それでは、続きまして9款の消防費の主なものについて御説明させていただきます。

94ページをごらんください。

まず、常備消防費の住まいの安全チェックですが、住宅火災の死者の発生及び出火防止を図るため、各家庭を訪問して、防火・防災対策の聞き取り調査を行っておりまして、その中で住宅用火災警報機の設置率につきましては51.8%であり、前年度と比較いたしますと約20%高くなっております。次に救命講習であります。いざというときに現場に居合わせた人による救命処置により大切な命を助けることを目的に、AEDの取り扱いを含めた救命講習を実施しており、818名の方に受講していただきました。次に予防関係の事業でございますが、火災予防啓発事業から95ページ中ほどの住宅用火災警報器普及啓発事業までの各事業を実施いたしまして、防火思想の普及を図っております。次に、1枚はねて97ページをごらんください。上から2段目にありますAEDの設置につきましては、市内の防災コミュニティー9施設に整備いたしており、2款総務費で御説明いたしました13小学校と合わせて、昨年度は22施設への整備となりました。

次に、98ページからの非常備消防費でございますが、消防団救助備品といたしまして、全分団に救助工具セットを配備し、地震等災害への備えをいたしました。

99ページ下段からの消防施設費でございますが、100ページをごらんください。消防水利として耐震性貯水槽1基、消火栓8基を新設して、消防水利の充実強化に努めております。また、消防隊用指揮車を整備いたしまして、災害現場の指揮体制の充実を図りました。

以上が消防関係費でございます。

続いて、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（山田喜久男君）

それでは、私の方から第10款教育費の主なものについて御説明させていただきます。

恐れ入ります。105ページをお開きいただきたいと思ひます。

学校教育課所管の小学校費の105ページ下段から106ページにかけまして、夏期修繕工事6,504万7,500円につきましては、夏休みの期間を利用して、各小学校の修繕工事を実施させていただいたものでございます。次の耐震補強工事でございますけれども、佐屋小学校、永和小学校、立田南部小学校、勝幡小学校の4校の各校舎を実施させていただいております。なお、学校の耐震補強工事につきましては、御案内のとおり、今年度で完了をする予定でございますので、よろしくお願ひをいたします。続きまして、107ページ上段の公有財産購入費でございますが、開治小学校で長年学校用地として借地をお願いしておりました地主さんの方より買い取りの申し出がございまして、781.51平米を平米当たり単価2万600円で買収をさせていただいたものでございます。次の備品購入費でございます。下段の方を見ていただきたいと思ひうんですが、地上デジタル放送に対応するため、全小学校に50型のデジタルテレビを各フロアに1台と職員室もしくは校長室に1台ということで73台を購入させていただき、整備をしたものでございます。また電子黒板につきましては、1校1台ということで13台お願ひをいたしました。また、次のコンピューター機器購入につきましては、立田地区の小学校におきまして、パソコンのリース期間満了に伴い、パソコン教室、普通教室などに135台を整備したものでございます。

次に、109ページをお開きいただきたいと思ひます。

教育振興費の備品購入費で、23年度より実施されます新学習指導要領に向け、まず顕微鏡を初めとした実験用教材などの理科教材備品で1,338万9,470円、また英語の導入などに向けた指導用教材備品として2,563万725円で、それぞれ教材備品を購入させていただいております。

続きまして中学校費でございますが、少し飛んで112ページをお開きいただきたいと思ひます。

112ページでございますが、工事請負費のところ、小学校と同様に夏期修繕工事としまして1,979万2,500円でございます。また、その下段中ほどにあります立田中学校の旧体育館の取り壊し及び屋外便所建設工事費として3,948万でお願ひをしてございます。次の耐震補強工事でございますけれども、永和中学校の体育館を実施させていただきました。これにより、中学校における耐震補強工事は昨年度21年度で完了をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。続きまして、113ページの備品購入費でございます。これにつきましても、小学校と同様に、地上デジタル放送に対応するため、各フロアに1台のデジタルテレビ、合計34台設置をさせていただきました。電子黒板につきましても1校1台で整備をいたしております。立田中学校のパソコン教室のコンピューター機器についても、リース期間満了に伴いまして、普通教室なども含め、60台整備をさせていただきました。

次に、114ページをお願ひいたします。

教育振興費の備品購入費でございますが、これにつきましても小学校と同様に、新学習指導要領に向け、実験用教材等の理科備品で736万5,810円、英語デジタル教科書等の指導用教材備

品としまして1,360万1,976円で整備をさせていただいたものでございます。

続きまして、少し飛びます。120ページをお開きいただきたいと思います。

120ページで社会教育課の所管でございます。佐屋公民館の舞台照明、屋上防水の改修工事、また佐織公民館では舞台吊りもの、屋上防水などの改修工事を行わせていただいております。

文化財費の中ほどでございますが、伊勢湾台風の被害があつてから昨年50年目に当たることから、防災意識の高揚を図るべく、特別展を開催させていただきましたところ、1,065人の入場者がございました。また、その下の文化財案内板設置工事につきましては、16カ所に設置をさせていただいたものでございます。

次に、また少し飛んで恐縮ですが、133ページをごらんいただきたいと思います。

133ページ一番最後の行で給食センター建設費、委託料でアドバイザー委託料2,017万500円につきましては、業者選定に係る事務を委託させていただいたものでございます。

以上で教育費の説明とさせていただきます。続いて企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、次の134ページをごらんいただきたいと思います。

11款の公債費の関係でございますけれども、対前年度比18.4%の増という結果になっております。これは元金の説明欄に米印で説明を記載させていただいておりますように、公的資金補償金免除繰り上げ償還ということで、いわゆる公的資金補償というのは利子相当分が免除されます。この免除される旧簡保資金6件の繰り上げ償還をしたことが主な要因でございます。なお、通常の定期償還分につきましては、償還年次計画書に基づき償還をしておりますので、その点、よろしくお願いを申し上げます。

一般会計の決算については以上でございます。

なお、報告書の一番最後になりますけれども、173ページ以降に参考資料といたしまして、市債に関する調書、あるいは基金残高の一覧表を添付しておりますので、また後ほど御精読をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

次は特別会計へ入りますけれども、総務部長の方から御説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、続きまして認定2号の土地取得特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げますので、137ページをごらんいただきたいと思います。

137ページに記載させていただいておりますように、歳入歳出とも351万4,875円の決算でございます。内容につきましては、土地の先行取得はございませんでしたので、土地開発基金から生じます利息を積み立てる決算内容でございます。

おめくりをいただきまして138ページでございますけれども、表12、表13につきましては土地の面積とか価格でございますが、現在、御案内のとおり、公有財産台帳を整備いたしております。現在、内容について精査をいたしておりますので、来年度の決算の時点で精査をさせていただきます結果を踏まえまして御報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、市民生活部長より御説明申し上げます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、認定第3号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

概要書の139ページからお目を通していただきたいと思えます。

まず139ページから143ページ、事業勘定の関係であります。こちらにつきましては、歳入決算額72億7,678万2,382円、歳出決算額65億7,059万4,137円でありまして、差し引き7億618万8,245円を全額平成22年度に繰り越しとするものでございます。歳入のうち国保税が16億6,250万1,042円、収入未済額が5億2,751万202円、不納欠損額が5,254万5,652円と相なりました。また、現年度分の徴収率につきましては93.07%となっております。歳入全体につきましては、対前年度比1.6%の増、歳出につきましては2.7%の増となっております。

続いて、144ページの直営診療施設勘定についてであります。こちらは歳入決算額1億7,054万1,452円、歳出決算額1億4,855万4,468円と相なりまして、差し引き2,198万6,984円を全額平成22年度に繰り越しとするものです。歳入全体につきましては、対前年度比8.9%の増、歳出につきましては6.0%の増と相なりました。

続きまして、認定第4号：平成21年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

同じく148ページの方をお開きいただきたいと思えます。

歳入決算額1億8,714万8,065円、歳出決算額1億7,003万978円となっております。老人医療費の支払いがほとんどでございまして、これは、平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、対前年度比、歳入におきまして76.5%の減、歳出におきましては73.5%と大きく減っております。

続きまして、認定第5号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、149ページの方へお目をお願い申し上げます。

これにつきましては平成20年4月1日より始まりました制度でございまして、75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者等が対象になっております。歳入決算額は4億9,640万7,149円、歳出決算額は4億9,288万3,204円となっております。差し引き352万3,945円を、これも全額平成22年度に繰り越しをするものでございます。この会計は、歳入のほとんどが保険料で、一般会計からの繰入金を加えまして、そのほとんどを後期高齢者医療広域連合に負担金として支払うものでございます。対前年度比、歳入で7.6%の増、歳出におきましては8.0%の増となっております。

私の方からは以上でございまして。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、認定第6号：介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

最初に保険事業勘定でございますが、151ページをごらんいただきたいと思います。

中段でございます。平成21年度の決算の状況でございますが、歳入決算額33億6,861万1,227円、歳出決算額32億7,068万5,017円で、差し引き9,792万6,210円を22年度へ繰り越しをいたしました。

はねていただきまして、152ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますが、介護保険料は7億3,342万6,300円で、全体の21.8%となっております。その他の主な歳入といたしましては、支払基金交付金8億8,590万9,000円、国県支出金を合わせまして10億3,350万2,521円となっております。

歳出の状況でございますが、保険給付費が29億1,398万7,176円で、全体の89%を占めております。昨年に比べて2.9%の増ということとなっております。

153ページでございますが、被保険者数につきましては1万5,696人で、昨年に比べ3.5%の伸びとなっております。認定申請件数につきましては2,467件で、昨年に比べ6.2%の伸びということとなっております。要介護者の増加、介護ニーズの増大から、保険給付費が年々増加している状況でございます。

続きまして161ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定でございます。サービス事業勘定につきましては、佐屋の老人福祉センター、佐屋デイサービスセンターの施設の維持管理及び運営に要します費用と佐織デイサービスセンターの委託料、それから、要支援1、2の方を対象といたしました予防給付に係るケアマネジメントを実施します地域包括支援センターの経費を経理いたしております。歳入歳出決算額ともに1億6,968万8,668円となりました。以上でございます。

続きまして、上下水道部長より説明させていただきます。

○上下水道部長（大島兎雄君）

それでは、認定第7号の農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算について御説明させていただきます。

内容につきましては、164ページから168ページでございます。

主なものとしまして、165ページをお願いしたいと思います。

農業集落排水事業費については、立田地区の事業完了に伴い、施設台帳の整備等を行ったもの、佐屋地区、八開地区、佐織地区で管理台帳が紙媒体であったものを電子データ化し、施設台帳の整備等を行った業務委託であります。

施設管理費におけます修繕料で、立田区域で供用開始から5年を経過しました施設の機械等のオーバーホールを実施したものが主なものです。管理組合維持管理請負料として、佐屋区域、立田区域の管理組合へ費用としてそれぞれ支払いを行っております。166ページにおきましては、八開区域の処理施設の委託をそれぞれしております。次の167ページをお願いいたします。処理施設維持管理補助金としまして、二つの管理組合へ補助をしております。

コミュニティ・プラント事業につきましても、維持管理請負費ということで、管理組合で費用としてお支払いをしております。

農業集落排水事業としましては以上です。

続きまして、認定第8号の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございますが、内容につきましては169ページからでございます。

主なものとして、170ページをお開きください。

公共下水道事業費として、工事を進めてまいりまして、平成22年3月末供用開始に当たり、管路内のテレビカメラ調査を行ったものが主なものでございます。委託料につきましては、受益者負担金システムの更新と下水道台帳システム更新業務の委託について、それぞれ記載させていただいております。下水道パンフレット等作成につきましては、供用開始に伴う説明パンフレット等の作成であります。171ページをお願いいたします。日光川下流域下水道事業負担金として、建設費の負担金1億3,242万円を県へ支払いをしております。上水道使用料システム改修等につきましては、供用開始に伴います下水道使用料金の徴収をそれぞれの水道事業者と同時に徴収してもらうために必要なシステムの改修費用を負担したものです。水道管移設補償費として、管路施設工事に伴い支障となります水道管などの移転補償をそれぞれしてございます。公共事業費としましては以上でございます。

続きまして、水道会計決算ですが、決算書の方で御説明させていただきます。

決算書の342ページをごらんいただきたいと思います。

認定第9号：平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度愛西市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日の提出、市長名でございます。

それでは、最初に343ページ、344ページをごらんいただきたいと思います。

まず収益的収支の関係でございますが、収入の部で決算額について述べさせていただきますと、水道事業収益として4億7,192万715円ございました。収益的支出の関係で水道事業費用ということで4億4,921万7,142円ございました。支出のうち大きなものとして、営業費用で4億3,738万9,318円でございますが、これにつきましては、動力費、県水の受水費、修繕費等の分でございます。支出の97.4%を占めております。

次に、はねていただきまして資本的収支でございます。これも一番上段の方で合計で決算額1億964万6,432円となっております。支出でございますが、1億8,871万8,266円ということになりました。地方公営企業法26条の規定による繰越額は970万5,700円です。

なお、一番下の段でございますが、この資本的収入額が資本的支出額に不足する7,907万1,834円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の347ページにつきましては損益計算書を掲載させていただいております。一番下から3段目に当年度純利益というところがございまして、1,482万9,807円ということで黒字となっております。

なお、この水道事業につきましては、355ページ以降に各明細書、364ページ以降に事業実績報告書等を掲載させていただいておりますので、後ほど御精読をいただければ幸いと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・報告第3号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第28・報告第3号：平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

報告第3号：平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、これも監査委員さんの意見を付して議会に報告を申し上げるものでございます。

恐れ入ります。1枚はねていただきまして、写しをごらんいただきたいと思ひます。

この表の中の数値について御説明をさせていただきます。

まず実質赤字比率、それから連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じておりませんので、数値の計上はございません。

次に、実質公債費比率につきましては6.2%、それから将来負担比率につきましては28.9%となっております。左の区分に国が示しております早期健全化基準値、それから財政再生基準値には達しておらず、いずれの数値も基準を下回っておるという状況に相なっております。

3枚目をお開きいただきたいと思ひます。なお、この3枚目は公営企業における資金不足比率の関係でございますが、ここにも記載してございますように、水道事業会計を初め3特別会計の資金不足率につきましては、これも赤字額、あるいは資金不足がないため、比率については発生しておりません。このような状況でございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（大宮吉満君）

それでは、認定第1号から認定第9号までの平成21年度決算についてと、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について、監査委員の中村文子議員より審査結果の報告をしていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○21番（中村文子君）

それでは、報告させていただきます。

平成22年9月議会の報告でございますが、平成21年度愛西市一般会計、愛西市各特別会計及び愛西市水道企業会計決算審査の報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成21年度愛西市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成22年7月6日から7月28日まで実施をいたしました。

平成21年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に

準拠しているか、決算の計数は正確であるか、財政運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら慎重に審査を実施いたしました。

その結果、平成21年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、実質収支に関する調書、各関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、事務事業はいずれも関係法令に準拠しており、また、財産については公有財産、物品、基金の調書等と計数は符合し、適切に執行されており、その内容は正確であると認めました。

また、基金の運用状況についても計数は正確であり、各基金の設置目的に沿って、安全かつ有利な方法で運用、管理がなされていることを確認いたしました。

一般会計の決算では、歳入総額は235億2,635万3,456円、歳出総額は219億9,700万3,032円で、歳入歳出差引額は15億2,935万424円となり、形式収支額から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支額は13億6,861万1,258円となっております。

前年度と対比しますと、歳入総額が26億6,527万2,819円で12.8%、歳出総額26億7,691万9,152円で13.9%とそれぞれ増加していますが、実質収入額では758万4円少なく、0.6%の減少となっております。

次に、土地取得特別会計初め7特別会計の決算は、歳入140億985万1,208円、歳出131億1,506万1,432円となり、前年度に比べ、歳入では2億550万3,142円で1.4%、歳出では1,348万2,640円で0.1%と、歳入歳出ともに減少しております。

平成21年度においては、厳しい財政状況が続く中、勝幡駅前周辺市街地整備事業、市道・街路整備事業及び総合斎苑建設事業並びに学校給食センター建設事業が推進されるとともに、地域活性化・生活対策臨時交付金事業による公民館及びコミュニティセンターの改修工事や公共下水道事業に係る管路施設等工事、そのほか学校施設整備では、小・中学校の建物耐震補強工事、アスベスト除去工事などが行われており、また、定額給付金給付事業、妊婦健診事業の拡充、防災情報配信等の防災対策事業、事務効率化を図るための各種電算システムの導入・更新等も実施されるなど、それぞれ一定の効果を上げていることが認められます。

行政改革においても、行政改革第1期推進計画、いわゆる集中改革プランに基づき定員管理計画を策定して、職員数の適正化に努め、人件費の削減に効果を上げるとともに、公の施設管理においては指定管理の導入を進めるなど、事務事業の見直しが進められております。

このほか、審査の詳細については、さきに配付されております平成21年度愛西市決算審査意見書を参照していただきたいと思います。

なお、審査の過程において意見及び要望事項がありましたので、御報告いたします。

一昨年のサブプライムローンに端を発したリーマンショックによる世界的な金融危機などにより、日本経済の景気の後退が余儀なくされております。国における個人消費を刺激する経済対策の効果や対外経済環境の改善により、景気が持ち直しに向かうことが期待されておりますが、企業経営や雇用情勢などは依然厳しい環境にあります。こうした状況は、地方公共団体の財政にも大きく影を落としております。

当市の税収も平成20年度においては、わずかではありましたが、増収でありました。しかしながら、平成21年度は、一転して景気の後退などにより市民税並びに固定資産税が減少しております。市税は歳入の根幹をなすものであり、税源移譲によってその重要性はより一層高まっているため、税収の確保や徴収率の向上を図っていただくとともに、税の公平負担を期する上からも、積極的に課税客体の把握、滞納の長期化の抑制や市民の納税意識の向上にも努めるよう要望いたします。

また、他の歳入の面におきましても、安定的な財政運営に必要な地方交付税の確保や使用料・手数料の見直し、市有財産の有効活用など、歳入の確保に取り組まれるよう要望します。

歳出におきましては、職員数の削減など人件費の圧縮、施設の管理運営に指定管理制度導入の検討や外郭団体への財政支援、補助金、物件費等の内部経費の見直しや事務事業の民間委託など、これまで以上に推進していただき、さらなる経費の圧縮に努めていただくよう要望します。

今後も公共下水道事業の推進や給食センター建設並びに庁舎建設などの事業が見込まれますので、職員におかれましては、効率かつ効果的な行政体制や、豊かな財政基盤を確立するために、職員一人ひとりが常に最少で最大の効果を上げることを念頭に努力されることを切望します。

以上、意見並びに要望を加え、平成21年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告といたします。

次に、平成21年度愛西市水道企業会計決算の報告をいたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成22年6月4日から6月28日まで実施をいたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成21年度愛西市水道事業会計歳入歳出について審査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

平成21年度愛西市水道事業会計の歳入歳出決算に当たっては、各書類が関係法令に準拠し、調整されているか、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理がなされているか、事業運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案し、慎重に審査を実施した結果、その内容は正確であると認めました。

経営状況については、総収益4億4,683万7,777円に対して総費用4億3,200万7,970円で、差引利益は1,482万9,807円となっております。

そのほか、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成21年度愛西市決算審査意見書を参照していただきたいと思っております。

なお、審査の過程において、意見、要望事項がありましたので報告いたします。

昨年も申し上げましたが、合併をして会計は一つになったものの、まだ八開と佐織に分けて事務処理を行っており、事務が煩雑ばかりか、水道料金も違っており、市民への公平・公正の観点からも、早い時期に統一されることを切望します。

また、唯一の財源である水道料金の滞納額においては、未納者に対して戸別訪問の回数をふ



やすなどの対策がなされ、滞納額は減少しておりますが、今後も滞納整理に努められるよう要望いたします。

事業経営については、一層の合理化を図られ、安全で良質な水道水の安定供給、災害に強い設備の整備、給水能力の充実に努め、安心できる事業経営をされることを強く希望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成21年度愛西市水道事業会計の決算審査報告といたします。

引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施しましたので、その結果を報告します。

審査は、河原監査委員と私で、去る7月21日から7月30日まで実施をいたしました。

平成21年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、その計数は正確であるかなどに重点を置き、記載した書類の審査を実施いたしました。

その結果、関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であることを確認いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりですが、若干申し添えさせていただきます。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を言っております。

本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全化判断比率については、赤字額が発生しておりませんので、健全であることを確認いたしました。

また、実質公債費比率については6.2%、将来負担比率についても28.9%と、それぞれ早期健全化比率を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとうかがえます。しかし、財政状況を判断する際には他の財政指標もあわせて考える必要があります。本市は特に財政力指数はあまりよくありませんから、財政の健全性を保つため一層の努力が必要と考えます。

次に資金不足比率であります。この比率は地方公営企業法の適用を受けて企業会計方式により経理される法適用企業の愛西市水道事業会計と、地方公営企業法の適用を受けずに経理される法非適用企業の愛西市農業集落排水事業等特別会計及び愛西市公共下水道事業特別会計の3事業会計が対象となっております。

愛西市水道事業会計及び愛西市農業集落排水事業等特別会計につきましては、資金の不足額が発生しておりませんので、健全な状況であることを確認しました。

なお、愛西市公共下水道事業特別会計は平成22年3月31日に勝幡町他8地区が一部供用開始しておりますが、平成21年度の事業規模、いわゆる営業収益が発生しておりませんので、該当していません。

公営企業会計については、その事業で発生した経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立した企業会計の趣旨を十分考慮に入れていただきまして、経営の健全化に取り組んでいただきたいと思います。

以上が健全化判断比率及び資金不足比率についての御報告であります。

以上で、審査結果の報告といたします。どうも御無礼いたしました。

○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・請願第2号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第29・請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○5番（下村一郎君）

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書につきまして、案文を朗読して提案とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

請願者、愛西市勝幡町緑町35、新日本婦人の会佐織支部代表 恒川光子。

請願趣旨。子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも許可され、接種が始まりました。子宮頸がんは、日本の20代の女性では、乳がんを抜いて発生率が一番高いがんで、年間1万5,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としています。その原因はHPVの感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんでございます。HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10代の女性がワクチン接種の対象となります。皮下注射による3回の接種で、4万から6万円の費用が全額自己負担となり、経済的困難な市民も多く、公的援助が必要と考えます。既に世界では100カ国以上でこのワクチンが使われています。日本でも自治体が接種の助成を始めています。日本婦人科学会や日本小児科学会も11から14歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。愛西市におかれましても、ぜひ公費助成をお願いしたく、以下の請願をいたします。

請願項目1. 子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう、公費助成をしてください。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・陳情第9号から日程第32・陳情第14号まで（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第30・陳情第9号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について、日程第31・陳情第13号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について及び日程第32・陳情第14号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・決算特別委員会の設置について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第33・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第9号の平成21年度決算9件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号の平成21年度決算9件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、7名としたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、永井千年議員、近藤健一議員、八木一議員、榎本雅夫議員、吉川三津子議員、鷲野聰明議員、前田英美子議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後2時31分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。よろしくお祈りいたします。

○議会事務局長（服部秀三君）

失礼いたします。決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には八木一議員、副委員長には榎本雅夫議員であります。よろしくお祈りいたします。以上です。

○議長（大宮吉満君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月17日午前10時から開催を予定いたしておりますので、よろしくお祈りいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・諮問第5号及び日程第35・諮問第6号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第34・諮問第5号、日程第35・諮問第6号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦

についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

それでは、お願いいたします。

諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市西保町堤外新田3540番地1、氏名、伊藤豊、昭和37年10月18日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成22年12月31日で満了するのに伴い、推薦をする必要があるからでございます。続いてお願いするものでございます。履歴書も添付をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、諮問第6号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市町方町十二城237番地、氏名、山田善照、昭和27年9月17日生まれ。

理由といたしまして、この諮問をするのは、平成22年7月31日に退任された佐藤綾女委員の後任を推薦する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。前愛西市職員OBという方であります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、諮問第5号、諮問第6号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

永井議員。

**○20番（永井千年君）**

改めて、この推薦に当たって、人権擁護委員でありますから、公平かつ平等な、民主的な人権感覚が強く求められると思いますが、この履歴書の経歴に書いてあること以外で、その点で両氏の活動でつけ加えることがあれば、つけ加えて説明していただきたいというふうに思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

伊藤豊さんでございますが、まだ40代というふうでお若い方で、経歴にもございますように、お仕事、代表取締役ということで大変お忙しいわけでございますが、委員会等、積極的に活動していただきまして、また、最近では県の方のそういった役員にもついていただきまして、積極的に活動をしていただいております。

それから山田善照氏でございますが、先ほどもお話がありましたように、市役所の職員であったわけでございますが、そういった時代からも人権擁護委員につきましては見識等もいろいろ深くありまして、適任であるというふうに思いまして、今回お願いするものでございます。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

吉川議員。

○10番（吉川三津子君）

質問は先ほど同じようなことを聞きたいなというふうに思っておりましたけれども、あと、任期が来たときに継続ということを前提にされているのか、新しいメンバーに極力変えていこうとか、そういうお気持ちでいらっしゃるのか、新しい方を任命する、そして再任もあるわけなんです、こういった方を決めるときの市の姿勢についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、伊藤様につきまして、先ほど精力的にというお話があったわけなんです、一般質問等でも子供の虐待問題をこの間ずっと取り上げてまいりましたが、このお2人の得意とされている分野がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

伊藤さんにつきましては、先ほど県の方のというお話をさせていただきましたが、県の子供人権の方を今回受けていただきまして、一般の人権もそうなんです、そちらの方も活動していただいております。

また、山田善照さんにつきましては、仕事柄、人柄も、皆さんも御承知のとおりだと思いますけれども、そういうことで、いろいろこれから御活躍をいただけるのではないかなというふうに思っております。

また、継続かどうかということですが、任期が3年でございますので、やはり1期ということとはできるだけ、できたら2期、3期というふうにある程度継続してやっていただくことが、理解を深めていただいて、より啓蒙活動等にも力を入れていただけるのではないかなということを思いまして、できるだけ継続をしていただきたいというような気持ちは持って選任に当たっておるところでございます。

○議長（大宮吉満君）

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第5号、諮問第6号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号、諮問第6号につきましては、委員会への付託

を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第5号、諮問第6号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

諮問第6号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第6号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

ここで、教育部長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○教育部長（山田喜久男君）

失礼をします。議長のお許しをいただきましたので、1点御報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条におきまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することとされております。本日、その報告書を昨年と同様に議席へ配付させていただきましたので、御一読いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月7日午前10時より再開をしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時48分 散会